

◇新会員が増えたときは・・・

	安全共済会		育成会費	
	加入済	未加入	加入済	未加入
市内から転入	変更届	220円 加入申込書 (追加の欄に○ をつける)	0円	200円
市外から転入			200円	

変更届・・・〈共済様式〉加入-07

加入申込書・・・〈共済様式〉加入-03

◇子ども会活動中にケガや事故が起きてしまった時は・・・

手 順 ・ 内 容	
<p>1 速やかに医療機関で受診し、市子連事務局へご連絡ください。 以下の書類を市子連事務局へ提出していただきます。 事故の状況やケガ、疾病についてお聞きし、書類の書き方や手続きなどご案内いたします。</p> <p>「事故第一報報告書」〈共済様式〉20 「年間行事計画書」〈共済様式〉05 (事故当日を含め<u>30日以内</u>に、全国子ども会連合会へ提出) ◎上記書類が、市子連事務局に届いてから、下記2の書類を郵送いたします。</p> <p>2 治癒の診断を受けてから <u>60日以内</u>に ご提出ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共済金請求書兼事故証明書」〈共済様式〉21 ・「個人情報の取扱いについての同意書」〈共済様式〉22 ・領収証か診療明細書等、総医療点数がわかるもの(コピー) <p>※事故当日から、<u>180日以内</u>の医療費が支払いの対象となりますので、治療等が続いていても、その時点で請求の手続きを行ってください。 ※医療共済金の額が1,000円以下(総医療点数333点以下)の場合は、お支払いできません。 ※マル福を受けている場合でも対象となることがありますので、ご提出ください。</p> <p>3 県子連へ手続きをします</p>	<p>全ての場合に共済金、賠償金が支払われるというものではありません。ご了承ください。</p> <pre> graph TD A[土浦市子ども会育成連合会] --> B[茨城県子ども会育成連合会] B --> C[全国子ども会連合会] C --> D[審査会] D --> C C --> B B --> A </pre>